

お骨を現在のお墓（納骨堂）から別のお墓（納骨堂）へ移したいとき、又は、再火葬を希望されるときは、次の手続きが必要です。

《手続きの流れ》

1. 改葬許可申請書入手
2. 改葬許可申請書の記載
3. 施設管理者の証明
4. 申請書を提出⇒許可証を受領

1. 改葬許可申請書入手

- ①直接窓口で受け取る。
- ②郵送してもらう。
- ③薩摩川内市のホームページからダウンロードする。

2. 改葬許可申請書の記載

別紙記入例を参考に、できるだけ詳しく記載してください。

- ◎申請者の氏名・住所：お骨の移動先の墓地又は納骨堂の借受者を記載します。

印鑑は認印で構いません。

※申請者から依頼されて、手続きを代行することはできますが、第三者が申請者になることはできません。

- ◎死亡者の氏名・性別・住所・本籍・死亡年月日：用紙の裏面に記載します。

申請者氏名：申請者の氏名を記載します。

氏名：文字をくずさないで記載してください。

性別：該当する方を○で囲んでください。

住所・本籍：原則として番地まで記載します。

死亡年月日：墓碑等で確認して、記載してください。

埋葬の場所：現在納骨してある墓地又は納骨堂の名称を記載します。

埋葬年月日：現在の墓地又は納骨堂に納骨した日を記載しますが、不明の場合は、死亡日の2～3日後を目安に記載してください。

続柄：申請者からみた続柄を記載します。（父母・祖父母・叔父伯母・子・孫以外は「親族」でも可）

※複数のお骨がまとめられている場合：氏名欄には「〇〇〇〇外〇名」、埋葬の場所は現在の墓地又は納骨堂の名称、続柄には「親族」、その他は「不詳」と記載してください。

※詳細不明のお骨がある場合：氏名欄には「先祖代々」、埋葬の場所は現在の墓地又は納骨堂の名称を記載してください。その他は空欄で構いません。

- ◎埋葬の場所（移動前）

所在地：現在の墓地又は納骨堂の所在地を記載します。

名称：現在の墓地又は納骨堂の名称を記載します。

※名称等は、申請者が施設管理者に確認してください。

◎埋葬の年月日：裏面に記載済み

◎改葬の場所（移動後）

所在地：移動先の墓地又は納骨堂の所在地を記載します。

名称：移動先の墓地又は納骨堂の名称を記載します。

※再火葬のみの場合は、移動前と同じ内容を記載します。

◎改葬の理由：『現在の墓地が遠隔であり、自宅近くに移すため』

『お寺の納骨堂へ移すため』

『再火葬をするため』など

◎施設管理者：現在の墓地又は納骨堂の管理者の署名と印鑑が必要です。

※このことは、「墓地、埋葬に関する法律及び同法施行規則」に規定されています。

※管理者は、市役所では把握おりませんので、他の利用者・親戚・地域の方等に確認してください。

◎再火葬希望の有無：移動後の施設管理者に再火葬の必要性について確認してください。

特に納骨堂へ移される場合、確認が必要です。

3. 施設管理者の証明

①管理組合がある場合・・・管理組合の代表の方に証明してもらう。

②管理組合がない場合・・・墓地がある自治会の代表の方に証明してもらう。

③管理組合がなく、自治会長に証明してもらえなかった場合（特例）

・・・門徒になっているお寺の住職に証明してもらう。

4. 申請書を提出⇒許可証を受領

申請の方法は、窓口申請のほか、郵送による申請もできます。

◎窓口申請の場合：申請提出後、しばらくお待ちいただきます。手数料を200円、許可証を交付する時に納付していただきます。

⇒受取りを郵送にすることもできます。（手数料と切手代を先にお預かりします。）

◎郵送による申請の場合：受理した日に処理し、返送いたします。

ただし、確認が必要な場合は、少し時間を要します。

⇒確認が必要な場合があります。申請書には、昼間連絡がとれる電話番号を必ず記入しておいてください。

手数料は200円分の郵便小為替と返信用の切手110円分を同封し、申請してください。

《再火葬を希望される方へ》

再火葬をされる方は、改葬許可証が必ず必要です。

①火葬場の予約は、申請者が行ってください。（原則、許可証ができてから予約をしてください。）

②骨壺を新しくされたい場合、川内葬斎場やすらぎ苑ではご用意できません。葬儀社又は仏具店でお買い求めください。

③詳細については、別添「川内葬斎場やすらぎ苑での改葬骨火葬を希望される方へ」をご確認ください。

④この改葬許可証で、他市町村の火葬場において、再火葬を行うことも可能です。

予約・費用等については、申請者が希望される火葬場に、直接お問い合わせください。